

## 「蜜蜂の適正管理と調和推進事業」 Q&amp;A

令和8年4月1日現在

NO.	質問カテゴリ	内容	回答
1	申請者（事業実施主体）に関すること	本事業で申請者（事業実施主体）に該当するものは。	以下のいずれかに該当する場合です。 ①養蜂生産者団体 ②法人格を有する養蜂関係団体 ③8群以上飼育する養蜂家
2	申請者（事業実施主体）に関すること（生産者団体）	養蜂生産者団体が事業実施主体となる場合の提出書類は。	当該団体の規約、直近の総会資料を提出していただきます。
3	申請者（事業実施主体）に関すること（法人）	法人格を有する養蜂関係団体が事業実施主体となる場合の提出書類は。	当該法人の定款、登記事項証明書（原則、申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出していただきます。
4	申請者（事業実施主体）に関すること（8群以上飼育する養蜂家）	「8群以上飼育する養蜂家」の確認方法は。	飼育届に記載の蜂群数を確認するほか、交付申請時に巣箱の写真等を添付していただく等により確認します。
5	申請者（事業実施主体）に関すること（8群以上飼育する養蜂家）	複数蜂場での蜂群数の合計が8群以上であれば事業実施主体になりますか。	事業実施主体となります。
6	申請者（事業実施主体）に関すること（8群以上飼育する養蜂家）	都内在住で飼育場所が他県である場合や、他県在住で飼育場所が都内である場合、事業の申請はできますか。	申請できます。 なお、補助対象経費は都内養蜂家への適正な蜜蜂飼育の周知や都民に対する啓発活動等に限るため、他県住民や養蜂家向けの経費は補助対象外です。
7	申請者（事業実施主体）に関すること	本事業を活用し、次年度以降に再度事業を活用することはできますか。	予算の範囲内となりますが、繰り返し活用可能です。
8	申請者（事業実施主体）に関すること	複数人での共同申請は可能ですか。	共同申請は、当事業では想定しておりません。規約を有し、活動している生産者団体なら申請可能です。
9	補助事業に取り組む上での条件について	本事業に取り組む上で、「公共エリアの分蜂対応の取組」は必須となりますか。	「公共エリアの分蜂対応」は必須となります。
10	補助対象経費に関すること	都内教育機関への「出前授業」も対象となりますか。	対象となります。「出前授業」も、都民に対する養蜂の普及啓発に係る「②養蜂による環境教育等に取り組む活動」に該当します。
11	補助対象経費に関すること	講義に使用するパソコンは補助対象経費になりますか。	基本的に汎用性の高いパソコンのような物品は補助対象となりません。また、税抜き単価で10万円以上の物品も補助対象となりません。
12	補助対象経費（講習会）に関すること	講習会を複数の養蜂家あるいは団体で共催した場合、補助対象となりますか。	講習会の主催団体が申請した場合のみ補助対象とします。
13	補助対象経費（講習会）に関すること	講習会の参集範囲が、都民に限らない場合は補助対象となりますか。	参加者の過半が都民であれば補助対象とします。
14	補助対象経費（分蜂対応）に関すること	分蜂対応経費が補助対象となる公共エリアの定義は。また、分蜂対応を計画して、実際に依頼がなかった場合、「取組必須」との関係上どうなりますか。	道路・歩道や公園、公共施設の駐車場等を指します。私有地での対応は補助対象外です。本事業を活用する場合、「公共エリアの分蜂対応」の取組の計画が必須となります。まずは、計画していただき、準備することが重要です。もし、当該年度内に都からの依頼がなくても事業の取り消しは、ありませんので、ご安心下さい。
15	補助対象経費（分蜂対応）に関すること	自家機材とは、具体的に何を指しますか	捕獲用の巣箱や網を想定しています。補助対象経費として追加の購入も可能ですが、交付決定日以降に追加で購入する物品に限ります。
16	補助対象経費（分蜂対応）に関すること	旅費の対象範囲について教えてください。	旅費は公共交通機関及び自動車による移動を対象とします。なお、自動車の場合、「職員の旅費に関する条例（第十二条）」に基づき、移動距離1kmあたり一律37円とします。

## 「蜜蜂の適正管理と調和推進事業」 Q&amp;A

令和8年4月1日現在

NO.	質問カテゴリ	内容	回答
17	補助対象経費（分蜂対応）に関すること	区市町村が分蜂を依頼した場合は対象となりますか。	原則、都を介した分蜂対応を補助対象としますので、都からの依頼を想定して計画をご記入下さい。
18	手続き	補助対象経費にならないものは。	下記の場合は補助対象にはなりません。 (1)支払が翌年度となる場合 (2)支出を確認できる書類のないもの (3)経費の区分ができないもの（他の経費と一括で請求され、明細書等の確認ができない場合等 例：自動車のガソリン代）
19	手続き	交付決定前に発生した経費は補助対象となりますか。	補助対象となりません。 東京都からの交付決定後に発生した経費に限り補助対象とします。
20	手続き	経費の一部をポイント払いした場合は補助対象となりますか。	ポイント払い相当分の金額は補助対象としません。
21	手続き	経費を電子決済やクレジット払いした場合も補助対象となりますか。	原則として、現金払い又は金融機関からの振込払いとします。実績報告では、当該年度の領収書や支払いが確認できる書類が必要です。なお、クレジット払いについては、口座からの引き落としが当該年度内に行われることが必要となります。
22	他事業との併用	他事業との併用は可能ですか。	農林水産省や各自治体を実施する他事業との併用はできません。